

平成30年度 狂犬病予防定期集合注射実施のお知らせ

犬の所有者は、生後91日目以上の飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています（狂犬病予防法第5条）。品川区では、東京都獣医師会品川支部所属の動物病院19か所を会場として「狂犬病予防定期集合注射」を実施します。

1. 期間と会場

◆実施期間

平成30年4月1日（日）～30日（月）

※動物病院によって実施日・注射時間が異なります。注射時間は厳守願います。

◆実施会場（動物病院）

別紙「狂犬病予防定期集合注射実施会場一覧表」のとおりです。



3. 登録が済んでいない飼い犬

◆登録が済んでいない飼い犬（未登録犬）

登録が済んでいない場合、集合注射会場で犬の登録手続きができます。（登録手数料：3,000円）

※「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」の鑑札番号欄に「未登録」と記載がある飼い犬は、登録手続きが済んでいません。

※注射済票の交付手続きと一緒に行ってください。単独では手続きできません。区の窓口にて手続きを行ってください。

5. お願い

※狂犬病予防注射の法定接種期間は4月～6月です。本手続きは、6月末日までにお済ませください。

※「狂犬病予防定期集合注射」利用の場合、注射済票は会場である動物病院にて交付されます。

この際、区の手数料（狂犬病予防注射済票交付手数料と鑑札登録手数料）は、注射をした動物病院にて現金でお支払いください。

※このお知らせは、平成30年2月末現在の登録情報を基に作成しております。飼い主様や飼い犬に関する登録情報に相違があるときは、「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」のC票に赤で二重線を引き、訂正をお願いいたします。

2. 持ち物と費用

◆持ち物

①同封の「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」

②同封の「問診票」（必ずご記入ください）

◆費用

狂犬病予防注射料 3,100円

狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

合計 3,650円

※時間外は注射料金が上記とは異なる場合があります。なるべく、つり銭の無いようお願いします。

4. 集合注射を利用されない場合

動物病院で狂犬病予防注射を接種後、注射済票の交付申請を区の窓口にて行ってください。

持ち物は以下の通りです。

<窓口>

●品川区保健所（区役所7階） ●品川保健センター

●荏原保健センター ●各地域センター

<持ち物>

●獣医師から発行される「狂犬病予防注射済証明書」

●今回同封している「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」

